

新株式発行並びに株式売出届出目論見書の訂正事項分

(平成20年 7月 第3回訂正分)

株式会社アイデアインターナショナル

「第一部 証券情報」の記載事項のうち、記載内容の一部に訂正すべき事項がありましたので、これを訂正するため金融商品取引法第7条により有価証券届出書の訂正届出書を平成20年7月11日に関東財務局長に提出しておりますが、その届出の効力は生じておりません。

新株式発行並びに株式売出届出目論見書の訂正理由

平成20年6月20日付をもって提出した有価証券届出書及び添付書類並びに平成20年6月27日付をもって提出した有価証券届出書の訂正届出書、平成20年7月7日付をもって提出した有価証券届出書の訂正届出書及び添付書類の記載事項のうち、記載内容の一部を訂正するため、有価証券届出書の訂正届出書を提出しましたので、新株式発行並びに株式売出届出目論見書を訂正いたします。

訂正箇所及び文書のみを記載してあります。なお、訂正部分には____を付し、ゴシック体で表記しております。

第一部 【証券情報】

第2 【売出要項】

1 【売出株式(引受人の買取引受による売出し)】

<欄内記載の訂正>

「売出しに係る株式の所有者の住所及び氏名又は名称」の欄：

「大阪市備後町一丁目4番9号」を「大阪市中央区備後町一丁目4番9号」に訂正